

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他(都市計画税)</u>		
要望項目名	公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置の拡充		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する伝統芸能の公演のための施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税の課税標準を2分の1に軽減する。</p> <p>・ 特例措置の内容 固定資産税及び都市計画税について、公益社団法人又は公益財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とする。 不動産取得税について、公益社団法人又は公益財団法人が、重要無形文化財の公演のための施設を取得した場合は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。</p>		
関係条文	地方税法附則第11条第11項、第15条第28項		
減収見込額	(初年度) ▲41 (一) (平年度) ▲41 (一) (単位: 百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 公益社団法人又は公益財団法人が所有する能楽堂など伝統芸能の公演施設について、固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの公演施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 能楽や歌舞伎に代表される伝統芸能は、我が国の長い歴史の中で培われ、その芸術性が高められたかけがえのない文化財である。このような無形の文化財は「わざ」そのものであり、次世代への保存・継承のためには、記録として残すだけでなく、広く公開がなされることにより、住民、ひいては国民がその価値を認識し、保存・継承に努めることが重要である。 これらの伝統芸能は多くの場合、公益法人によって公開が行われているが、伝統芸能の種類によっては特別の形態の舞台が必要となるため、公開を行う公益法人自体が舞台施設を保有しなければならない。また、これらの法人の経営は収益を目的としていないため、その運営は厳しく、固定資産税等の優遇措置が必要となる。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	4-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標13「文化による心豊かな社会の実現」(優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。)に対応するもの。
	政策の達成目標	公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
	政策目標の達成状況	平成23年1月以降、8法人(9施設)が公益認定を受けており(平成24年7月現在)、今後も特例民法法人から公益社団法人又は公益財団法人への移行は増加することが見込まれる。本優遇措置を講ずることによって、重要無形文化財の公演のための施設の維持や鑑賞機会の確保、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。
有効性	要望の措置の適用見込み	14施設(平成24年7月現在)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保が図られ、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	①重要無形文化財保存特別助成金(平成24年度予算額 232百万円) ②重要無形文化財伝承事業費補助(平成24年度予算額 328百万円) ③重要無形文化財等公開事業費補助(平成24年度予算額 46百万円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記①、②、③の補助金は、重要無形文化財の保存・継承のための事業に対し、特に予算措置を行うものであり、伝統芸能の公演に必要な不可欠な施設の維持を目的とするものではない。
	要望の措置の妥当性	公益性等の一定の基準を満たす主体に対し、広くインセンティブを与え、伝統芸能の公開等を促すことにより、住民、ひいては国民の伝統芸能の鑑賞機会の確保が図られる。また、それぞれの法人の活動を活発化することは、それぞれの地域で育まれてきた文化の保護につながり、地域文化の振興に資するため、地方税で措置することが適当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成23年1月以降、8法人(9施設)が公益認定を受けており(平成24年7月現在)、平成24年度より適用される見込みである。なお、法人に対する課税実績に基づき、軽減措置が適用された場合の減収見込額は41百万円である。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本税制により、伝統芸能の公演のための施設の維持や、住民ひいては国民の鑑賞機会の確保が図られ、伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>固定資産税等の優遇措置を認め、これらの法人の活動を活発化させることで、低廉な価格による公開活動を促進する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成23年1月以降、8法人(9施設)が公益認定を受けており(平成24年7月現在)、今後も特例民法法人から公益社団法人又は公益財団法人への移行は増加することが見込まれる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成20年度 本税制優遇措置の創設(平成20~22年度) 平成23年度 2年間の延長(平成23・24年度)</p>